



令和6年8月8日

茶室「偕楽亭」の部材活用に参加できるチャンス！ ～市と協議できる事業者を募集します～

市民会館敷地に消防庁舎を整備することになったため、同敷地内に建築の茶室「偕楽亭」は、解体することになりました。

「偕楽亭」解体後の廃材となる部材の活用方法について、本市と優先的に協議できる事業者を募集します。

記

1. 募集期間／ 令和6年8月9日(金)～8月30日（金）

2. 提案の提出方法／

オンライン申請はこちらから→



① オンライン申請

② メール seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

③ 郵送 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所生活課宛て
郵便で提出する場合は8月30日（金）必着

3. 提案する際の注意点

- ① 本市から提供する茶室「偕楽亭」の部材を市内で活用すること。
- ② 本市が茶室「偕楽亭」の部材を譲渡できる時期は、市が進める市民会館全体の解体・撤去スケジュールと調整する必要があること。
- ③ 茶室「偕楽亭」にはアスベストが含有した部材があるため、全ての部材を譲渡できないこと。
- ④ 譲渡部材の保管場所は、譲受者で確保すること。
- ⑤ 部材の譲渡場所は、原則として市民会館敷地内とする。

4. 譲渡予定

募集時点での譲渡予定部材は、茶室「偕楽亭」の部材等及び旧偕楽亭の角柱や丸柱

※譲渡物は、工事の状況によりお譲りできない物もありますので、ご了承ください。

※提出書類など募集に関する詳しいことは、市ホームページをご覧ください。



←詳しくはこちらから

担当：生活課 市民会館
課長 八島 館長 矢部
電話 024-525-3787（直通）

茶室「偕楽亭」の部材活用に参加できるチャンス！

◆趣旨 解体後の部材の活用について、市と優先的に協議できる企業や団体を募集します。

◆譲渡物 募集時点での譲渡予定部材は、茶室「偕楽亭」の部材等及び旧偕楽亭の角柱や丸柱
※解体工事は本市で実施。状況により予定していた譲渡物をお渡しできない場合もあります。

◆募集期間 令和6年8月9日（金）～8月30日（金）

◆募集方法

- ①オンライン申請
- ②メール
seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
- ③郵便
※郵便で提出する場合は8月30日（金）必着
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
福島市役所生活課あて



◆応募者 市内の企業や団体（任意の団体を含む）であること。

◆提案する際の注意点

- ① 本市から提供する茶室「偕楽亭」の部材を市内で活用すること。
- ② 本市が茶室「偕楽亭」の部材を譲渡できる時期 は、市が進める市民会館全体の解体・撤去スケジュールと調整する必要があること。
- ③ 茶室「偕楽亭」にはアスベストが含有した部材があるため、全ての部材を譲渡できないこと。
- ④ 譲渡部材の保管場所は、譲受者で確保すること。
- ⑤ 部材の譲渡場所は、原則として市民会館敷地内とする。

◆提出書類など、募集に関する詳しいことは、市ホームページをご確認ください。

